

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南箕輪村長

市町村名 (市町村コード)	南箕輪村 (385)	
地域名 (地域内農業集落名)	北殿・南殿地区 (北殿原・南殿越場・南殿北小路)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年11月28日	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農作業に対して住民からの苦情が多く対応に苦慮する。また、農業者の高齢化が進んでおり、将来の担い手不足が懸念される。農業者の所得があまり高くない傾向にあることもその一因と考えられる。その他、農地の面積が小さい土地も多く効率の良い農業経営にはあまり至っていない現状がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農業振興地域内においては、基本的には農村地域であり農業経営と非農家が共同して生活していく必要があることを広報等を通して住民に周知していく。将来の担い手確保のためには、農業者の所得を改善できるよう関係機関等との協議に尽力していくことが望ましい。根本的には、国家的な制度改正等も必要になってくると考えられるが、独自の補助制度の創設なども含めて可能な限りで関係機関等と連携・調整を行っていく。また、全体的に人手不足であるため、今後の農地の維持管理を行う上で、既存農事組合法人への委託や新規法人の立ち上げの促進なども含めて、担い手の確保が出来るように努めていく。その他、圃場整備等により農地の大規模化や集約化を進めていくことが効率の良い農業経営のためには理想である。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	39 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	39 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

北殿及び南殿地区の農業振興地域内を地域計画のエリアとして選定する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1)農用地の集積、集約化の方針</p> <p>農地中間管理機構を活用して農地交換などを進めて行き、農地の集積や集約化を図っていく。また、圃場整備や水路改修等を行って集約化しやすい環境を整えていくことが理想である。</p>
<p>(2)農地中間管理機構の活用方針</p> <p>認定農業者等地域計画の担い手として名簿に記載のある農家の方については、原則として農地中管理機構を活用して賃貸借契約等を締結していく。</p>
<p>(3)基盤整備事業への取組方針</p> <p>関係機関と協議して基盤整備事業を進めて行くことが理想だが、地元負担金も発生するため、財源の確保についても検討していく必要がある。</p>
<p>(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>将来の担い手確保のため、農業者の所得を改善できるよう関係機関等との協議に尽力していくことが望ましい。根本的には、国家的な制度改正等も必要になってくると考えられるが、独自の補助制度の創設なども含めて可能な限りで関係機関等と連携・調整を行っていく。また、全体的に人手不足であるため、今後の農地の維持管理を行う上で、既存農事組合法人への委託や新規法人の立ち上げの促進なども含めて、担い手の確保が出来るように努めていく。</p>
<p>(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>担い手が将来に渡って不足していくことが確実なため、農事組合法人まっくんファーム等、法人への委託などを有効に活用して農地を維持していく。</p>

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

⑦農業用の機械等が充実していない農家も多く草刈り等の作業に大変な労力を要する。機械等をリースできるような体制の構築も含めて、必要に応じて関係機関と協議していく。

⑨農業を行っている新興住宅などの住民からの苦情が多く対応に苦慮する。特に農業振興地域内においては、基本的には農村地域であり農業経営と非農家が共同して生活していく必要があることを広報等を利用して住民に周知していく。

⑨村の特別栽培米の「金芽米風の村こめだより」のブランド化を促進し、農業者の所得向上に努めていく。